

もしもの時、 誰一人として取り残されることがないように

## 「災害時要援護者」登録をしませんか?

問い合わせ/金屋庁舎やすらぎ福祉課

年の

大規模災害における犠

護者」です。 がい者などの 牲者の多くは、

「災害時要援

高齢者や障

頃からの、災害時要援護者の所在把握 災害時要援護者制度を推進しています。 が迅速・安全に避難できるように、 した近隣の助け合いが重要です。 に行うためには、 要援護者を含めた避難支援活動を円滑 害時要援護者の情報を事前に役場に登 た際に自力で避難することが困難な方 ことが、地域の防災・減災の強化につ 災害が起こった時、 そこで有田川町では、 避難支援の体制づくりに取り組む 地域ぐるみの助け合いにつなげる 自治会などを中心と 地域内で災害時 災害が起こっ 常日

積極的 な登録を

ながります。

ません。このような情報を事前に役場 しています。 に登録し、 情報を知らなければ迅速な対応ができ 災害時要援護者台帳を作成

員児童委員、

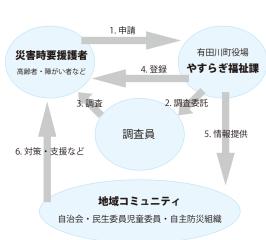
自主防災組織などと共有

災害対策に役立てます。

登録された情報は、

自治会、

民生委



持病があるの?」「かかりつけの病院

の緊急事態に陥った場合

「どのような

災害時要援護者が避難を有するなど

はどこ?」

「緊急の連絡先は?」

など、

▲ 災害時要援護者に対する連携の仕組み

者までご連絡ください 民生委員児童委員、

方の再登録は不要です。 登録します。 その後、 申請書の作成をお手伝いした上で 町から調査員が自宅を訪問 なお、すでに登録済みの

対象者」の方が対象です。申請は金屋 に示した「災害時要援護者台帳 災害時要援護者台帳への登録は、

庁舎やすらぎ福祉課もしくは自治会、

自主防災組織代表

登録申

請

0

方法

## 災害時要援護者台帳 登録対象者

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③介護保険法に基づく要介護認定において 要介護3以上の判定を受けている者
- ④身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、 障害の程度が1級または2級の者
- ⑤知的障害者のうち療育手帳を有する者で、 障害の程度がA判定の者
- ⑥精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級 の交付を受けている者
- ⑦特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小 児慢性特定疾患医療受給児
- ※上記に該当する方で、かつ下記項目に該当 の方が対象になります。
- ・ 在宅の者であって、災害時に自力避難が困難な方
- ・自身の避難支援に係る個人情報を自治会等へ提 供することに同意した方